

物価高騰対策事業を行います

町では、物価高から町民の暮らしを守るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と町の財源を使い、2つの事業を行うこととしました。詳細は、対象世帯・団体へあらためてお知らせします。

子育て世帯冬期生活応援支援事業

事業予算 10,752千円

エネルギー価格高騰の影響を受けている子育て世帯を対象に、冬期間の暖房用燃料費の一部を助成。

○対象世帯：

- 令和8年9月分の児童手当支給対象世帯
- 令和8年9月から令和9年3月末までに第1子目となる児童を出生した世帯
- 児童手当支給対象児童がいる世帯で令和8年9月から令和9年3月までに転入した世帯

※特別冬期生活支援金（福祉灯油）対象世帯は除く

○給付額：1世帯12,000円

○給付方法：

- 児童手当受給者は受給口座に振込み
- 公務員の方は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】

福祉課福祉・子育てグループ ☎ 73-2222

町内会・自治会等街路灯電気料支援事業

事業予算 2,800千円

エネルギー価格高騰の影響を受けている町内会・自治会・農事組合等団体を対象に、街路灯維持に必要な電気料金の一部を助成。

○対象団体：

街路灯の電気料金を費用負担している町内会・自治会・農事組合・その他団体

○助成率：

街路灯の令和8年電気料金のうち4割以内

○給付方法：

案内により申請後、団体の指定口座へ給付

【問い合わせ】

環境生活課生活安全グループ ☎ 73-7510

除雪サービスの申請を受け付けます

次の4項目すべてに該当し、右表の対象世帯であれば除雪業者へ支払う費用の一部助成を受けることができます。ぜひお申し込みください。

◆対象世帯

- 令和8年度の町民税非課税の世帯
- 町税などの滞納がない世帯
- 同一町内会、自治会に65歳未満の子がいない世帯
- 町内会、自治会単位（団地単位を含む）などで共同負担により除雪を行っていない世帯

◆サービス内容

自宅周辺で自らが行えない範囲の除雪や排雪、屋根の雪下ろしに対する費用を助成

◆助成額

除雪などに係る費用の7割（生活保護世帯は9割）相当を助成
※限度額があります。詳細はお問い合わせください。

◆申請期限

10月30日（金）まで

事業名	対象世帯
高齢者除雪サービス事業 【申込先・問い合わせ】 福祉課 高齢者・介護・医療グループ ☎ 73-7507	●次のいずれかに該当する世帯 ①世帯全員が70歳以上の世帯 ②世帯全員が要支援、要介護認定を受けている世帯 ③「70歳以上」または「要支援・要介護の認定者」の方と「上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい（1・2級）若しくは知的障がいのある方」のみの世帯
障がい者除雪費用助成事業 【申込先・問い合わせ】 福祉課 福祉・子育てグループ ☎ 73-2222	●次のいずれかに該当する世帯 ①世帯全員が上肢、下肢、体幹機能、運動機能または精神に障がい（1・2級）若しくは知的障がいのある50歳以上の方のみの世帯 ②生活保護を受給し、上肢、下肢、体幹機能、運動機能に障がい（1・2級）若しくは知的障がいのある一人暮らしの世帯

障がい福祉サービスをご紹介します

障がいや難病をお持ちの方が、地域で自分らしく暮らせるように、日常生活の介護や自立に向けた支援、就労を目指す方へのサポートなどの様々なサービスがあります。

これらのサービスは、町への申請と支給決定を経てから、各事業所と契約することでご利用いただけます。

- 対象**
- ①身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ②医療機関などで精神障がい、発達障がいの診断を受けられた方
 - ③難病（376疾病）に罹患された方

在宅生活を 支えるサービス

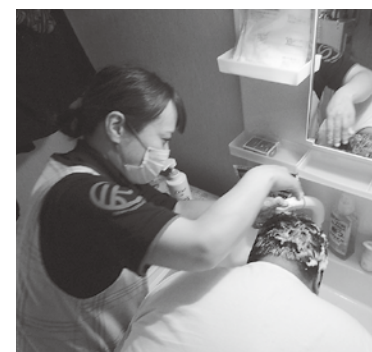
●居宅介護

（家事援助・身体介護など）

ホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、調理・洗濯・掃除などの家事、日常生活上の相談支援などを行います。

●短期入所

介護者が病気などの場合に、夜間も含め短期間、施設で入浴・排せつ・食事などの介護を行います。



ホームヘルパーから介護を受けている様子

日中の活動などを 支えるサービス

●生活介護

常に介護が必要な方に対して、施設などに通所することにより、入浴・排せつ・食事などの介護や、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

●就労継続支援（A型・B型）

就労経験や機会を必要とする方に対して、生産活動などの機会提供、知識や能力向上のために必要な訓練などを行います。（作業工賃の支払いあり）



就労継続支援を利用している様子

住まいを支える サービス

●共同生活援助

（グループホーム）

※入居定員は、原則10人以下です。

グループホームに入居する方に対して、相談支援、入浴・排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

●施設入所支援

施設に入所する方に対して、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の相談支援などを行います。



グループホームでの生活の様子

【問い合わせ】 福祉課福祉・子育てグループ ☎ 73-2222

※専門の相談員による「よろず相談会」も実施中です。詳細は折込チラシをご覧ください。